令和８年度「利根沼田圏域交通空白検討協議会」（仮称）設立準備等支援業務
企画提案要領

１　業務の名称

令和８年度「利根沼田圏域交通空白検討協議会」（仮称）設立準備等支援業務

２　業務の趣旨・目的

利根沼田圏域は、沼田市を中心とした広域圏であり、周辺自治体は沼田市を中心とした交通体系となっているが、幹線の路線バス、各自治体からの委託等によるコミュニティバスやデマンドバスに加え、複数の医療・介護法人による施設送迎等がある状況であるが、十分に連携されているとは言えない状況にある。更に、令和８年６月に地域の基幹病院である国立沼田病院が廃止となり、利根沼田圏域における医療アクセスの再構築が求められている。

このような状況を踏まえ、利根沼田圏域の自治体一体となり、複数分野・施設の輸送需要を統合調整し、最適な形で「地域の足」を確保する（地域輸送資源のフル活用を実現する）ことが望まれる。

本業務では、利根沼田圏域の５市町村（沼田市、みなかみ町、昭和村、川場村、片品村）において交通空白の解消を図り、地域公共交通の課題解決を、行政界を超えた地域全体で行うため、まずは群馬県・沼田市・昭和村を出発点とする当該地域における持続的な地域公共交通の確保を目的とした現況分析及び協議会の設立を目的とする。

ついては、本事業を委託する事業者を選定するため、以下の要領で企画提案を募集する。

３　業務の内容

本業務において委託する内容は以下のとおり。

（１）利根・沼田地域の交通現況把握調査及び報告書の作成（持続的な地域交通の検討）
　　市町村を超えた分野横断的な検討に活用するための交通現況把握を行う。
　（ア）データに基づく現況分析
　（イ）関係者へのヒアリング調査
　（ウ）調査報告書（ドキュメント）の作成
（２）協議会の開催（関係者との連絡体制構築）

なお、詳細は別紙「令和８年度「利根沼田圏域交通空白検討協議会」（仮称）設立準備等支援業務企画提案仕様書（案))」のとおり。

４　見積限度額

金２９，６４５，０００円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

応募に要する経費は本限度額には含まず、提案者の負担とする。

選定事業者に対しては、企画提案に基づき業務内容を調整し、再度見積を依頼する。

５　優先交渉事業者選定数

１者

※事前に群馬県（以下、県という。）に報告の上、業務の一部再委託等によりほかの事業者等と連携し実施することは差し支えない。

６　契約期間

契約締結日から令和９年２月１２日（金）まで

７　応募資格

プロポーザルに参加できる者は、個人若しくは法人とし、次の条件のすべてを満たしていること。

・地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していない者
・破産宣告を受け復権していない者でない者
・銀行取引停止処分を受けている者でない者
・会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続開始の申立て、又は民事再生法（平成 11 年法律 225 号）に基づく再生手続の申立てがなされている者でないこと
・群馬県の指名停止処分を受け、その期間が終了していない者でないこと
・国税及び地方税を滞納している者でないこと
・暴力団、暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと
・無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。
・当該委託業務を的確に遂行する体制・ノウハウ等を有し、かつ当該業務を円滑に遂行するための必要な経営基盤を有している者
・業務遂行に当たって、経理処理や業務報告などを委託者の指示に従って適切に行う事務的管理能力を有しており、そのための体制が整備されている者

８　公募・選定スケジュール

（１）募集開始　令和８年１０月２３日（金）
（２）参加申込期限　令和８年１０月３０日（金）　１７時００分【必着】
（３）質問受付期限　令和８年１０月２９日（木）　１２時００分【必着】
（４）質問に対する回答　令和８年１１月　４日（水）　（予定）
（５）企画提案書等提出期限　令和８年１１月　６日（金）　１７時００分【必着】
（６）審査（書面及びﾌﾟﾚｾﾞﾝﾃｰｼｮﾝ）　令和８年１１月　９日（月）から
令和８年１１月１３日（金）まで（予定）
（７）優先交渉事業者の決定及び通知
令和８年１１月１６日（月）から
令和８年１１月１８日（水）まで（予定）
（８）仕様書協議、契約締結及び業務の開始
令和８年１１月下旬以降（予定）

９　企画提案の募集にあたって配布する資料

配布資料は、県ホームページからダウンロードすること。

（１）令和８年度「利根沼田圏域交通空白検討協議会」（仮称）設立準備等支援業務
企画提案要領（本書）
（２）令和８年度「利根沼田圏域交通空白検討協議会」（仮称）設立準備等支援業務
企画提案仕様書（案）
（３）参加申込書（様式１）
（４）質問票（様式２）
（５）企画提案書表紙（様式３）

（６）業務実施体制表（様式４）
（７）業務実績一覧表（様式５）
（８）誓約書（群馬県暴力団排除条例第７条関係）（様式６）
（９）課税（免税）事業者届出書（様式７）

10　参加申込

（１）提出様式
参加申込書（様式１）による。
（２）受付期限
令和８年１０月３０日（金）　１７時００分【必着】
（３）提出先
「15　問い合わせ先」に同じ
（４）提出方法
電子メールによる。
※ 件名を「参加申込（令和８年度「利根沼田圏域交通空白検討協議会」（仮称）設立準備等支援業務）」とすること。
※ 提出した旨を電話で連絡すること。

11　質問受付

（１）提出様式
質問票（様式２）による。
（２）受付期限
令和８年１０月２９日（木）　１２時００分【必着】
（３）提出先
「15　問い合わせ先」に同じ
（４）提出方法
電子メールによる。
※ 件名を「質問（令和８年度「利根沼田圏域交通空白検討協議会」（仮称）設立準備等支援業務）」とすること。
※ 提出した旨を電話で連絡すること。
（５）回答
令和８年１０月２９日（木）１２時００分【必着】までに質問及び有効な参加申込を行った全者に対し、電子メールにより回答を行う。
なお、回答は募集要領及び仕様書の追加または修正等として扱うことがある。

12　応募の手続き等

（１）提出書類
以下の資料を提出すること。
ア　企画提案書表紙（様式３）
イ　企画提案書本体（任意様式）※おおむねＡ４サイズ２０枚以内とする
ウ　業務実施体制表（様式４）及び業務実績一覧表（様式５）
エ　費用見積書（任意様式）
※ 宛先は「群馬県知事　山本　一太」とし、内訳には各経費の単価、消費税及び地方消費税を明記すること。

※ 見積額が上記３の限度額を超えた場合は失格とする。

オ　実施スケジュール（任意様式）

カ　誓約書（群馬県暴力団排除条例第７条関係）（様式６）（＊）

キ　課税（免税）事業者届出書（様式７）

ク　法人登記簿謄本（３ヶ月以内に発行されたもの）（＊）

ケ　納税証明書

コ　決算書の写し（直近のもの１期分（半期決算の場合は２期分））（＊）

サ　その他参考となる資料（会社概要パンフレット等）

※ 県が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがある。

※「＊」のついた資料は「物件等購入契約資格者名簿」搭載者は提出不要。

（２）企画提案書本体の記載事項

ア　事業の企画内容

「令和８年度「利根沼田圏域交通空白検討協議会」（仮称）設立準備等支援業務企画提案仕様書」に基づき、本業務にて収集可能なデータ（以下、「インプット」とする。）及び、分析によって得られるデータ（以下、「アウトプットとする。」）や、ヒアリング対象とする分野や専門家等について提案書内で候補を提示すること。

イ　実績

過去３年間での類似業務実績

ウ　その他

その他、提供できるサービス、アピールしたい事項、本事業に関する提案等あれば自由に記載すること。

（３）提出期限

令和８年１１月６日（金）　１７時００分【必着】

（４）提出先

「15　問い合わせ先」に同じ

（５）提出方法

電子メールとする。

※ データ容量が７ＭＢを超える場合は、提出方法について県に相談すること。

※ 提出した旨を電話で連絡すること。

（６）提出書類の取扱い

ア　提出された応募書類は返却しない。

イ　提出された一切の書類は、この募集に関する事務以外の目的では使用しない。

ウ　提出された応募書類は、審査の必要上、複製を作成することがある。

（７）その他注意事項

ア　提出期限後の事業者の都合による追加書類の提出、再提出及び差し替えは、一切認めない。

イ　事業者が提出書類に虚偽の記載をした場合は、当該企画提案を無効にし、契約締結後の場合には、契約を解除することがある。また、これにより県が損害を被った場合には、賠償を請求することがある。

ウ　提出後に辞退する場合には、速やかに連絡するとともに、その旨書面にて提出すること。

エ　このプロポーザルの参加に係る手続、提出書類、ヒアリング等で使用する言語及び通貨については、日本語及び日本国通貨とする。

13　審査

（1）選考方法

提出された企画提案書等による審査を行う。審査は別途設置する「令和８年度「利根沼田圏域交通空白検討協議会」（仮称）設立準備等支援業務委託事業者選定審査委員会」（仮称）が行う。

（2）審　　査

開　催　日：令和８年１１月９日（月）から令和８年１１月１３日（金）まで（予定）

開 催 方 式：書類審査及びプレゼンテーション方式（※オンラインを想定）

（詳細は企画提案書提出事業に対して、別途通知する。）

企画提案方法：プレゼンテーション　７～８分前後

質疑・応答　１０分以内

結 果 通 知：令和８年１１月１６日（月）以降

※ 企画提案書提出事業者に個別に連絡するほか、県ホームページ上で公開する。

※ 企画提案におけるプレゼンテーション時間については、最大３者の場合を想定しているが、一次審査の結果により変更することがある。

（4）審査項目

ア　趣旨・目的の理解に関すること【２０点】

イ　調査内容に関すること【３０点】

ウ　業務への理解に関すること【１０点】

エ　創意工夫に関すること【１０点】

オ　実績・経験に関すること【１０点】

カ　スケジュールに関すること【１０点】

キ　費用に関すること【１０点】

（5）失　　格

以下の項目に該当する者は失格とし、審査の対象としない。

ア　本要領に適合しない書類を作成し、提出した場合

イ　企画提案書の不備、提出期限に遅れた場合

ウ　その他、この要領に違反した場合

14　契約

（1）「13　審査」の審査基準に沿って、提出された企画提案書により審査を行い、最も評価の高い企画提案を行ったと認められる者を本事業の優先交渉事業者とする。

なお、審査結果についての異議申立は受け付けない。

（2）「令和８年度「利根沼田圏域交通空白検討協議会」（仮称）設立準備等支援業務企画提案

仕様書（案)」及びプロポーザルの提案内容は、優先交渉事業者決定のためのものであり、契約時には改めて内容を協議したうえで、予定価格の範囲内で契約する。

なお、（１）の者と協議が整わない場合にあっては、次点者と協議の上、契約を締結する場合がある。

（３）契約締結に必要な経費は受託者の負担とする。

（４）委託料の支払は、原則として事業完了後の精算払いとする。

15　問い合わせ先（担当）

群馬県知事戦略部　交通イノベーション推進課
ＭａａＳ推進係
電　話：０２７－２２６－２３８１
メール：koutsuibe@pref.gunma.lg.jp